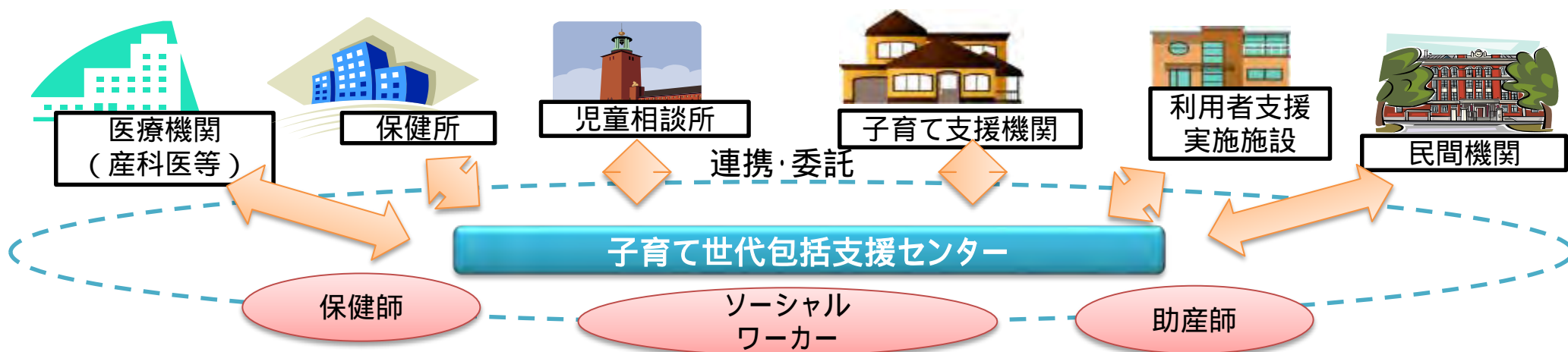


參考資料

現状

現状、妊娠から子育て期にわたる支援については様々な機関が個々に行っている。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目ない支援を実施するため、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の全国展開を目指している。子育て世代包括支援センターにおいては、妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施。



課題

関係機関等において支援を要する妊産婦等の情報を共有することが必要。低所得の妊婦や望まない妊娠、若年者の妊娠等について相談を受けた場合等、適切な連携をすることが必要。

施策の方向性

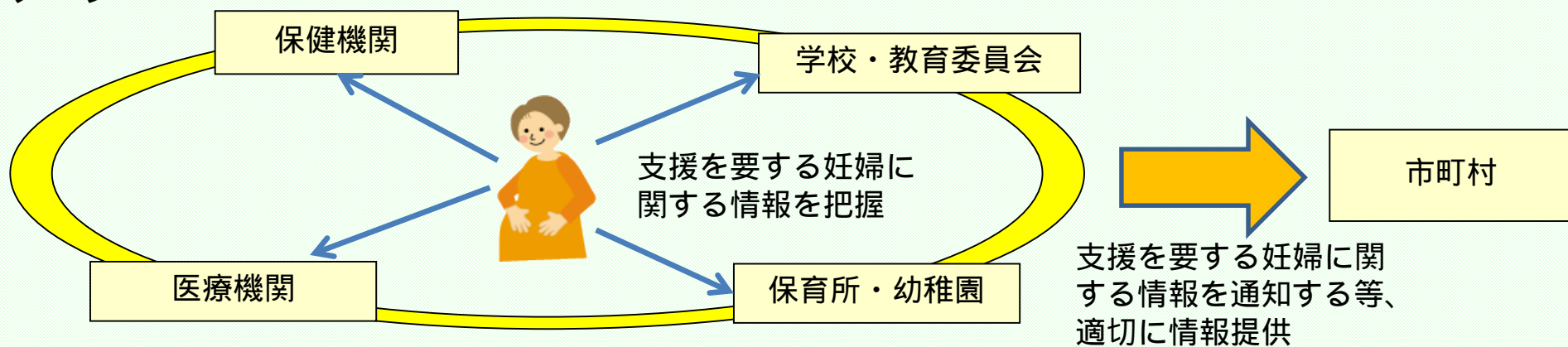
子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。関係機関等において支援を要する妊婦の情報について共有し、低所得の妊婦に対し助産施設の周知を行うとともに、必要に応じて、児童相談所と連携して、特別養子縁組につなぐ仕組みとすることを検討。

支援を要する妊婦の情報の確実な把握等

現状

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことを特定妊婦といい、養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会の対象となっている。
 虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は17.2%を占める。
 0日児死亡事例では、望まない妊娠の占める割合が71.3%。

<イメージ>



課題

死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えている、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。
 支援を要する妊婦を把握しやすい機関が、虐待のリスクについて妊娠期から着目して支援につなぐことが必要。

施策の方向性

支援を要する妊婦と思われる者を把握した学校、病院等の機関等が、市町村に対して通知するなど、適切に情報提供を行うことを検討。

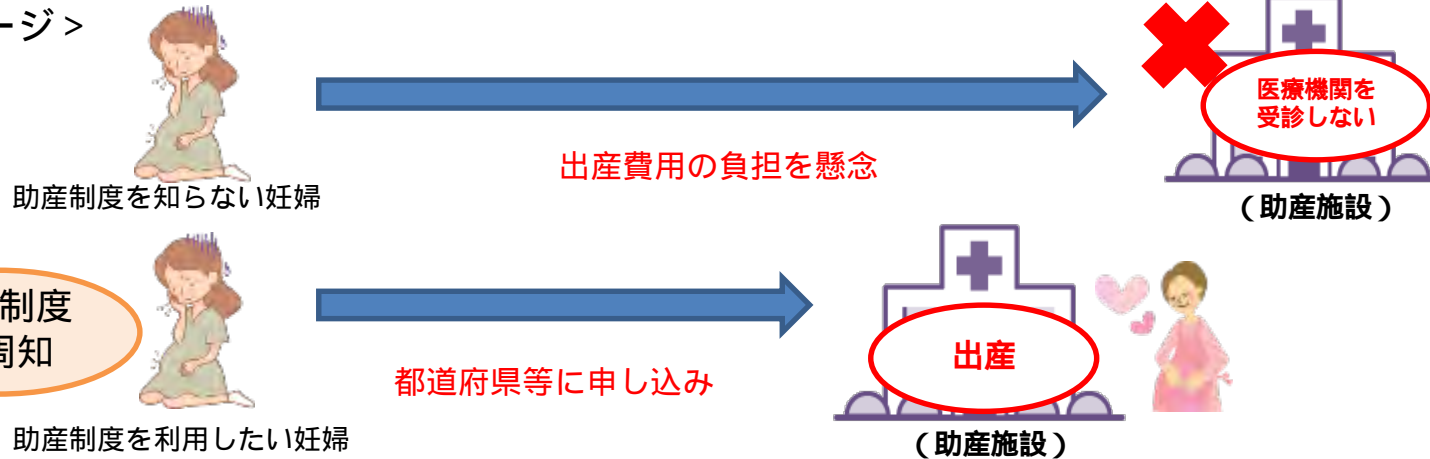
助産制度の周知の徹底

現状

虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は17.2%を占める。0日・0ヶ月児死亡事例をみると、医療機関で出産した事例は9.2%にとどまり、医療機関外での出産が大半。

経済的な理由により入院して出産することができない妊婦は、都道府県・市・福祉事務所設置町村に申し出ることで助産施設で入院・出産できる制度（助産制度）があるが、助産制度を知らないため、出産に要する費用負担を懸念して、医療機関での受診をためらう事例もある。

<イメージ>



課題

妊娠を抱え込まず出産しやすい環境づくりを行っていくことが重要。

低所得の妊婦が受診し医療機関が接点を持つことで、その後の支援につなげていくことが重要。

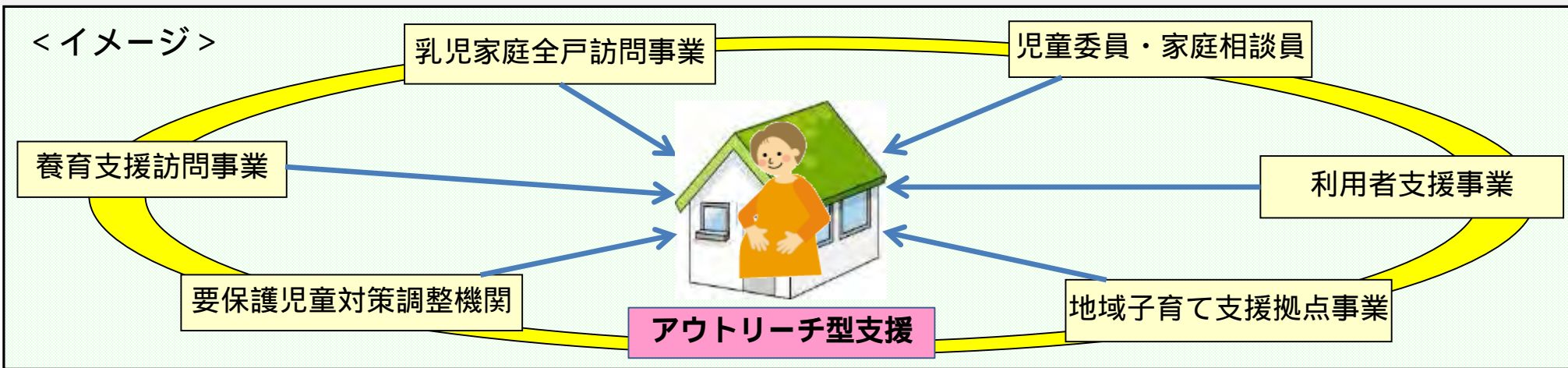
施策の方向性

助産制度を周知することで、助産制度の利用を促すことを検討。

現状

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育相談・助言を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施。
養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行う養育支援訪問事業を実施。
公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業を実施。また、子育て中の保護者等が子育てサービスを円滑に利用できるよう、情報提供や相談助言、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業を実施。

<イメージ>



課題

様々な事情により行政機関や子育て支援の拠点と自ら接点を持ちにくい、持とうとしない子育て家庭が存在。
里親の負担軽減のための支援の充実が必要。

施策の方向性

様々な事情により行政機関や子育て支援拠点と自ら接点を持ちにくい子育て家庭に対するアウトリーチ型支援の在り方を検討。
乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化した上で活用することを検討。

児童相談所全国共通ダイヤルの積極的な活用

現状

平成21年9月から開始した児童相談所全国共通ダイヤルをこれまでの10桁（0570-064-000）から覚えやすい3桁の番号(189)にし、平成27年7月1日から運用開始。
運用開始に合わせて、各自治体へのポスター等の配布や総理の視察等の広報活動を行った。

【主な転送パターン】

固定電話から発信した場合

- ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
- ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

携帯電話等から発信した場合

ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号（7桁）を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

利用者

3桁番号（189）をダイヤル*

通信事業者

転送

利用者が居住する
地域を管轄する
児童相談所

* 音声案内にしたがって所在地の入力が必要な場合がある。

課題

広報活動を行ったものの、「189」をまだ知らない方がいる。
「189」をかけた際の音声ガイダンスが長いという声がある。

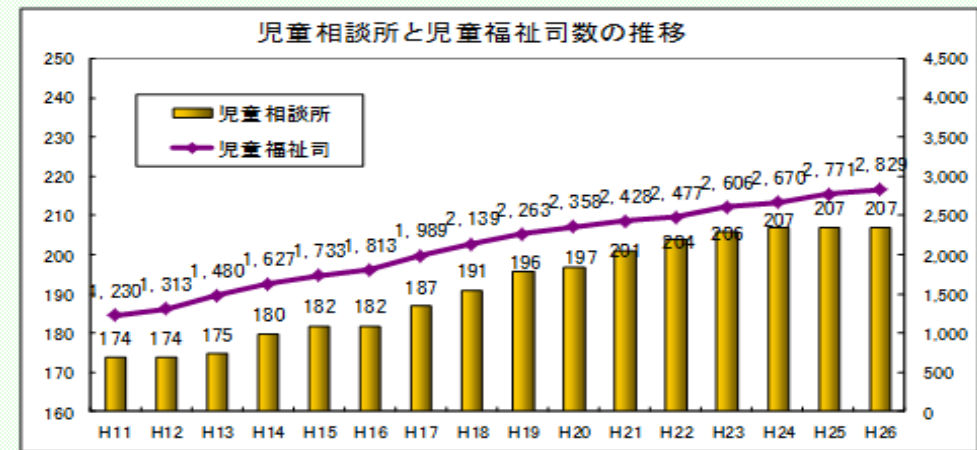
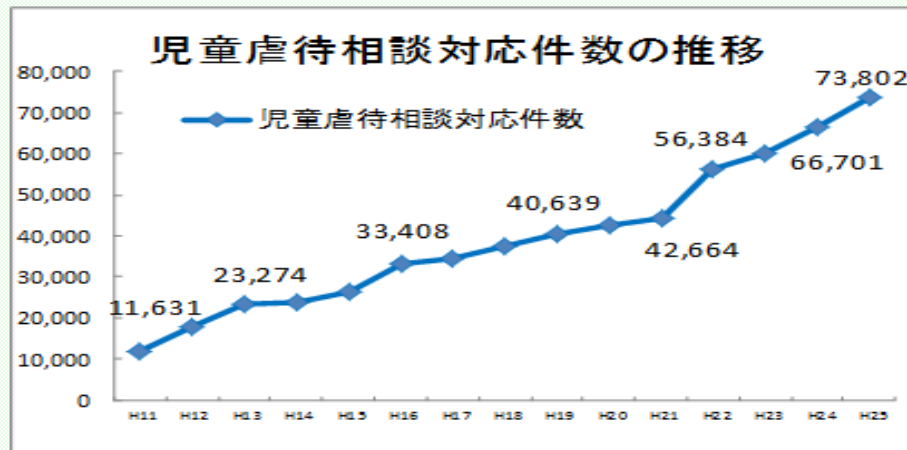
施策の方向性

児童虐待防止対策推進月間等における更なる広報活動の実施を検討。
利用者の立場に立った利便性の改善を検討。

児童相談所等の相談体制

現状

平成25年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成11年度に比べて約6.3倍
 児童福祉司の配置人数は同期間に約2.3倍
 児童心理司の配置人数は児童福祉司の配置人数の44.5%（平成26年4月1日現在）
 法的手段を要するなど、専門的な知識や技術を必要とするケースの増加。



課題

増加傾向にある児童虐待に係る相談対応に対して迅速かつ的確に対応する必要。
 法的知識を要する相談や心理面に配慮することが必要な相談に関し、専門性の確保・充実が必要。



施策の方向性

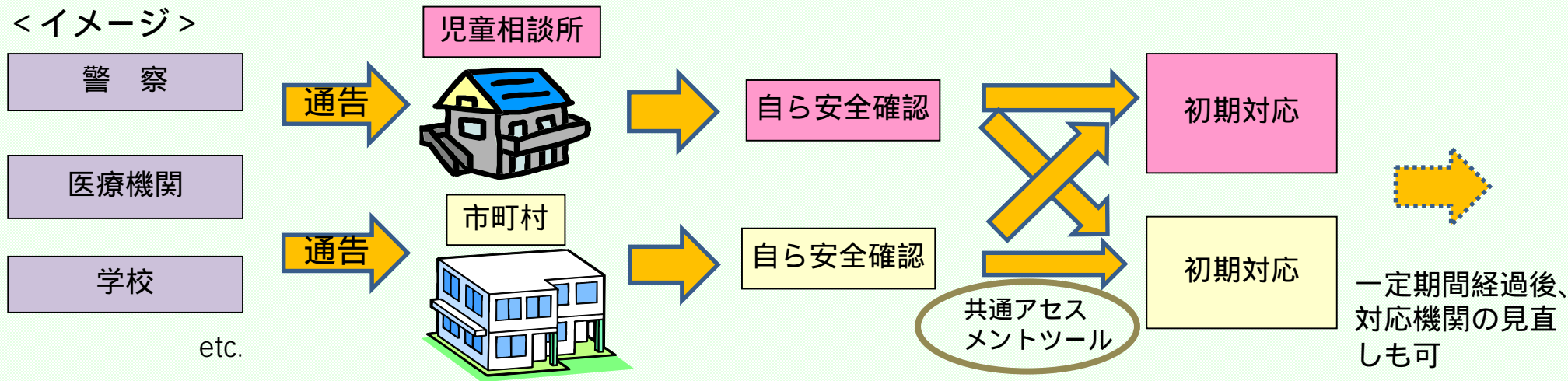
児童相談所や市町村の相談体制の整備や専門性の向上を検討。

初期対応の役割分担及び児童相談所から市町村への事案送致

現状

児童相談所は、児童及び妊産婦の福祉に関し、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるほか、必要な調査や指導を行うこととされている。
 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握や情報の提供を行うほか、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこととされている。
 児童相談所及び市町村は、それぞれ児童虐待を受けたと思われる児童について通告を受けることとされている。

<イメージ>



課題

虐待事案の軽重と対応する機関にミスマッチが生じている。
 一方で、対応すべき機関を判断する児童相談所・市町村共通の基準がない。
 初期対応が遅滞なく、見落としなく行われるようにする必要。

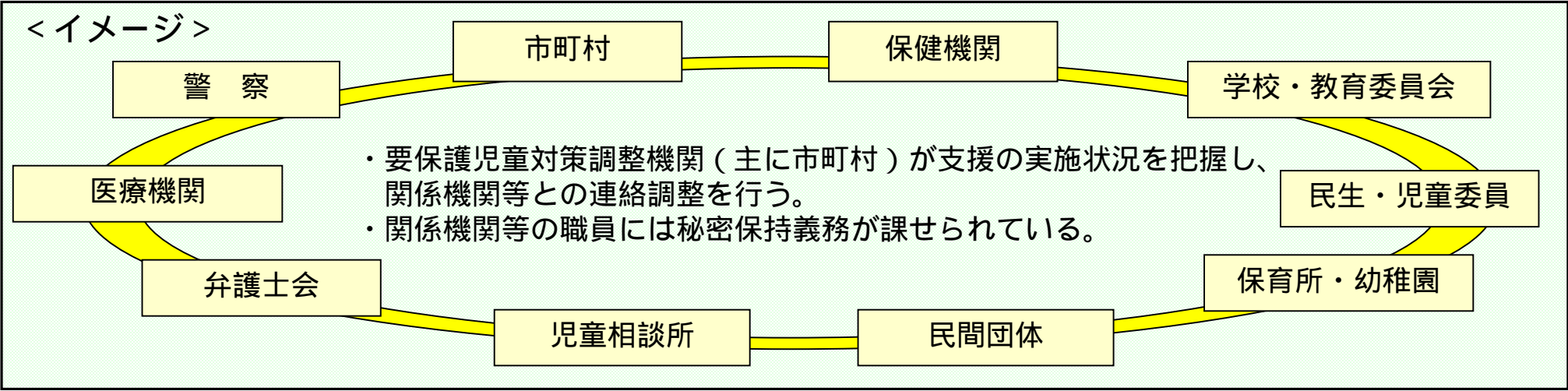
施策の方向性

初期対応における児童相談所・市町村間の共通アセスメントツールの活用を検討。
 市町村が対応することが適当事案を児童相談所から市町村に送致することを検討。

要保護児童対策地域協議会の設置促進

現状

地方公共団体は、要保護児童の適切な保護や要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めるものとされている。協議会は、要保護児童の適切な保護等を図るために必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。



課題

依然として要保護児童対策地域協議会を未設置の市町村がある。

全国1,741市町村中、1,731市町村が設置（99.4%）
（平成27年6月1日現在）



施策の方向性

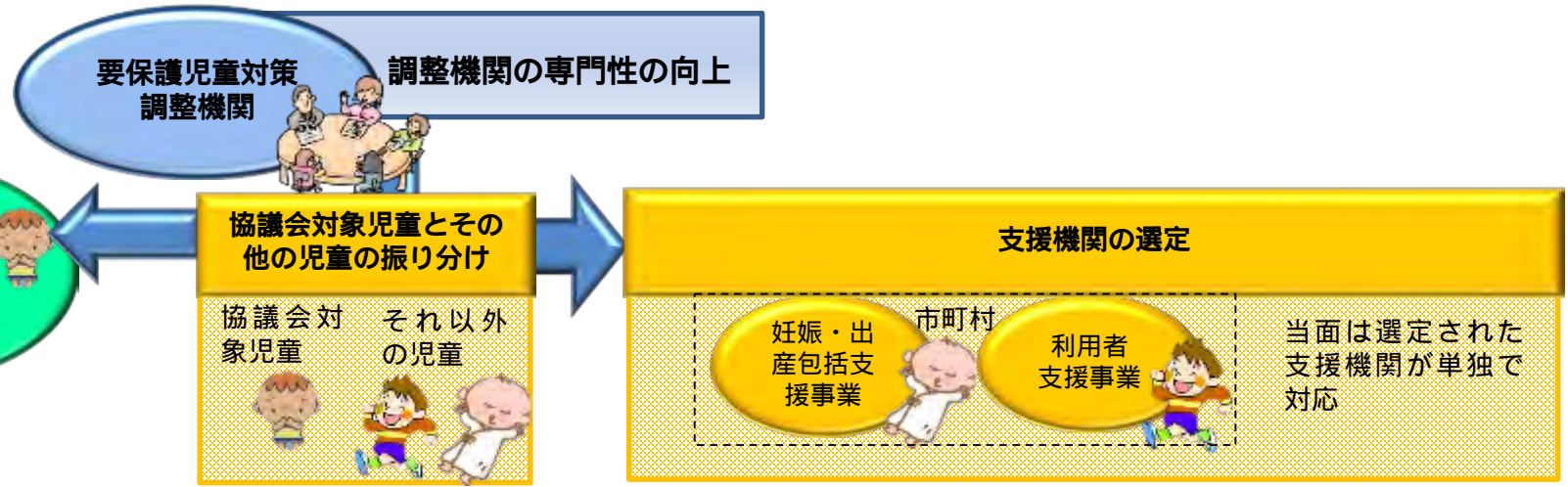
市町村の要保護児童対策地域協議会の設置促進を検討。

調整機関の専門性の向上・調整機関による対象児童の判断

現状

多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

<イメージ>



課題

協議会の中核となる調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメントと進行管理の役割を円滑に果たすため、高い専門性が必要。進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況。

施策の方向性

調整機関の専門性の向上を検討。調整機関が、協議会による支援等の対象児童か、利用者支援事業等の利用を促す児童かを判断することを検討。



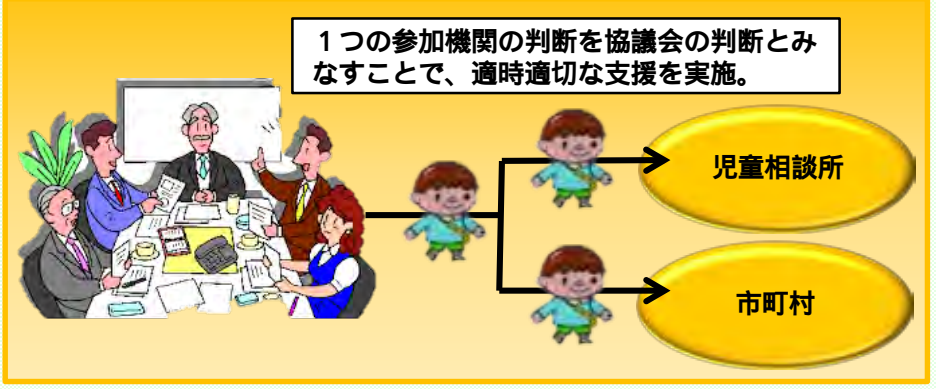
調整機関による協議不調時における主担当機関指定

現状

多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。

要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

<イメージ>



課題

関係機関等の支援方針などに関する意見が異なり、協議が調わない場合がある。
協議が調わない場合であっても、適時適切に児童の保護等を行う必要がある。

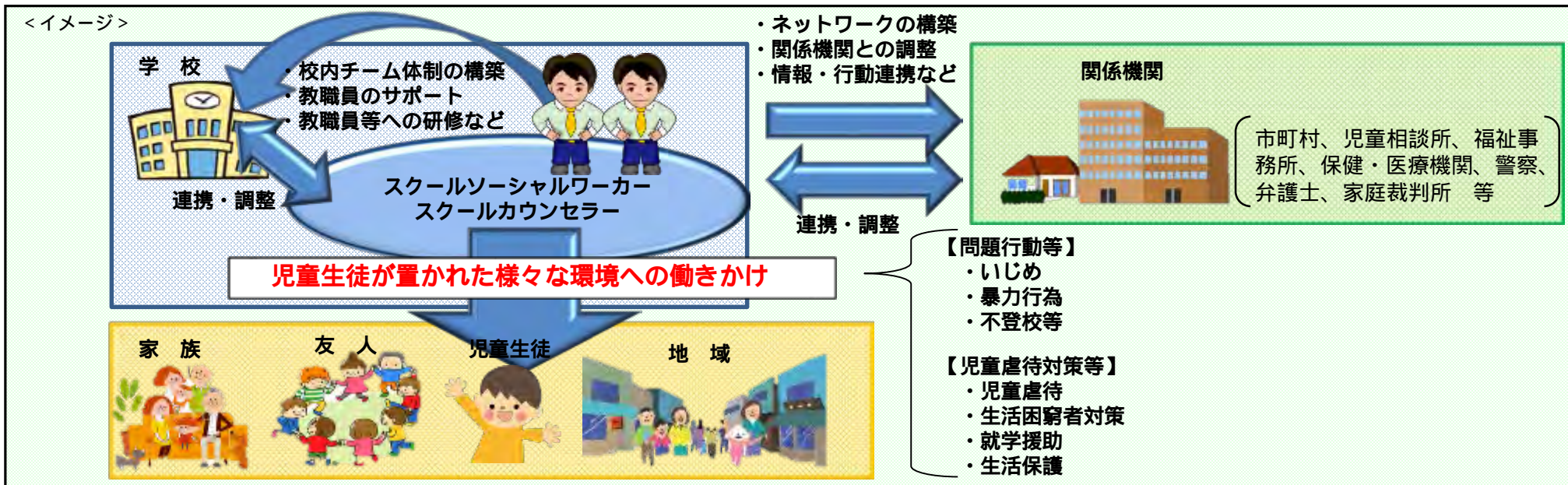
施策の方向性

調整機関が、協議会の協議が調わない場合に、協議会に参加する1つの機関を主たる支援機関として指定することを検討。

学校における児童虐待対応体制の整備

現状

学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。



課題

児童虐待対応には専門的・組織的な体制が必要である一方、学校における体制は必ずしも十分ではない。
児童虐待への対応に当たっては、関係機関同士が協力・連携して対応することが必要。

施策の方向性

虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などについて研修等において引き続き教職員に周知することを検討。
学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置の充実とともに、これらの外部専門家に対する虐待を含めた研修を充実することを検討。